

2歳6か月児歯科健康診査事業実施要綱

(総則)

第1条 2歳6か月児歯科健康診査事業(以下「事業」という。)の実施については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する、2歳6か月児とする。

(実施機関)

第3条 事業は、医療機関に委託して実施する。

2 前項の規定により委託を受けた医療機関(以下「委託医療機関」という。)が、委託契約の解除を希望するときは、解除を希望する日の30日前までに市長に申し出るものとする。

(歯科健康診査の内容)

第4条 歯科健康診査は、次に掲げる事項について行い、その結果に基づき適切な歯科保健指導を行うものとする。

(1) 口腔内の状況

(2) 歯列及び咬合の状況

(受診手続)

第5条 市から2歳6か月児歯科健康診査受診券(別記様式。以下「受診券」という。)の交付を受けた者は、委託医療機関に受診券及び母子健康手帳を提出して受診するものとする。

(歯科健康診査結果の記録)

第6条 委託医療機関は、歯科健康診査を実施したときは、その結果を母子健康手帳に記入するとともに、記録票を作成するものとする。

(委託料等)

第7条 市長は、委託医療機関が歯科健康診査を行ったときは、委託料を支払うものとする。

2 委託医療機関は、毎月の歯科健康診査にかかる委託料を翌月の20日までに、請求するものとし、請求書には前条の記録票を添付しなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づく適正な請求書を受領したときは、速やかに委託料を支払うものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

(表)

年度		郵便はがき
歯科健康診査無料受診券		 市外転送不要
お子様の名前		
受診期間		

(裏)

無料歯科健康診査のお知らせ
